

[様式 2-2表]

第一種奨学金貸与月額変更願(届)(減額)

独立行政法人

日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構学資金の貸与月額を下記のとおり減額することを願い出ます。

つきましては、返還誓約書(兼個人情報取扱いに関する同意書)で確認し、誓約した内容から、貸与月額の減額に係る一切の債務に関しても、

確認書並びに返還誓約書(兼個人情報取扱いに関する同意書)及び日本学生支援機構諸規定に定める取扱いに従うことを誓約します。

太枠線内及び必要事項は正確に、もれなく記入のうえ学校に提出してください。

奨 学 生 番 号										学籍番号	提出日	西暦 20 年 月 日					
6				0							生年月日	西暦 年 月 日 (満 歳)					
東京工業大学										学院	系	年次	フリガナ				
											氏 名 (自署)						

■ 月額変更 (「変更可能月額一覧表(第一種奨学金)」を参照して記入してください。)

機構使用欄 (変更始期)	年				月	
	2	0				

本人現住所 (転居予定の場合は転居先住所) (☒ 該当にチェック)	☐ 自宅 ☐ 自宅外	入居日	西暦 年 月 日入居 ※自宅外に記した場合は入居日及び住所の記入は必須				〒								
生 計 維 持 者 住 所	生計維持者氏名 〒 ()														
	生計維持者氏名 〒 ()														
変更内容 (①～④のうち、 該当するいずれ かに ☒)	■通学形態変更を伴う減額 ☐ ①自宅外月額から自宅月額へ→入居月の翌月(月の初日の場合はその月)が減額始期(選択不可)														
	■その他の減額(注) ☐ ②転学・編入学(様式6・様式7-1)と同時に減額→学校担当者に減額始期を確認してください。 ☐ ③大学院生 ☐ ④上記①～③以外の減額														
減 額 始 期	2	0			年		月	(注)減額始期は、年度内精算が可能な範囲に限りま。また、給付奨学生(新制度)としての認定又は授業料等減免の支援を受けている場合、減額始期は、9月までに精算が可能な範囲に限られます。10月以降に支援区分が確定した場合の減額始期は、10月以降かつ年度内精算が可能な範囲まで可能です。							
従 前 の 奨 学 金 月 額							円	希望する奨学金月額							円
変 更 す る 理 由															

※1. 本願出にて第一種奨学金の貸与月額が制限(供給調整)されている場合であっても、同一の支援区分で選択できる範囲内で貸与月額を減額することができます。

※2. 第一種奨学金の貸与月額が制限(供給調整)されている場合に、通学形態を変更する場合は、給付様式2-1又は給付様式35を提出してください。

■親権者又は未成年後見人(本人が未成年者の場合のみ記入)

上記の者が、現在貸与を受けている奨学金について本申請を行うことに同意します。

(親権者又は未成年後見人) 住所・氏名(自署)	〒	(親権者) 住所・氏名 (自署)	〒
(Tel:)		(Tel:)	

本人が未成年者の場合には、親権者がそれぞれの欄に目署してください。親権者が連帯保証人の場合も、本人が未成年者であれば必ず目署してください。親権者とは、民法に定める親権者のことで、通常は両親です。両親がいる場合は、必ず2名とも記入してください。いずれかがいない場合は一人が記入し、余白に一人の旨を記入してください。未成年後見人がある場合は、未成年後見人が自署してください。奨学金申込時の「親権者又は未成年後見人」から変更されている場合は、余白にその旨を記入してください。

上記記載のとおり相違ないことを証明します。

(学校の証明) 20 年 月 日

学 校 名 東京工業大学

関係課長(※) 学生支援課長

※証明者は課長相当職以上の方としてください。

●学校記入欄(必須)

返 還 誓 約 書 機 構 提 出 (☒ を 記 入)	☐ 済
--	----------------------------

電話番号(担当者名)	学校番号	区分
- -	1 0 4 0 0 9	
()		

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務(返還業務を含む)及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

■変更可能月額一覧表(第一種奨学金)

(注意点)

1. 自宅通学から自宅外通学の変更に伴い月額を増額変更する場合、「月額変更願(増額)」と併せて自宅外通学である事実を確認できる証明書類を学校に提出してください。
2. 給付奨学金(新制度)又は授業料等減免の支援と併せて第一種奨学金を受ける場合、併給調整として第一種奨学金の貸与月額が制限されます。併給調整後の貸与月額は学校に確認してください。
3. 転・編入学で採用となった者の入学年度は、転・編入学先の学校に1年次から在学していたと仮定し、最短期間で奨学金申込時の年次に進級した場合の入学年度です。
4. 自宅外通学の者は、自宅通学の月額も選択可能です。
5. 最高月額不可で採用になった者は、最高月額欄の月額は選択できません。
そのため、自宅外通学の者が自宅月額の最高月額欄を選択することはできません。

対象者	2018年度以降 新たに大学, 短期大学, 高等専門学校, 専修学校(専門課程)に入学する者の変更可能月額 ※高等専門学校については4・5年生が対象							
区分	大学				短期大学, 専修学校専門課程, 高等専門学校 (4・5年生)			
	国公立		私立		国公立		私立	
	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外
最高月額 (※)	45,000円	51,000円	54,000円	64,000円	45,000円	51,000円	53,000円	60,000円
最高月額 以外の月 額				50,000円				50,000円
		40,000円	40,000円	40,000円		40,000円	40,000円	40,000円
	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円
	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円

※奨学金申込時における生計維持者の年収を基に最高月額を選択可能と判定された者のみ選択可能です。

対象者	上記以外の者の変更可能月額			
区 分		自宅月額	自宅外月額	自宅・自宅外低月額
大学	国公立	45,000円	51,000円	30,000円
	私立	54,000円	64,000円	30,000円
短期大学	国公立	45,000円	51,000円	30,000円
	私立	53,000円	60,000円	30,000円
大学通信教育(通年スクーリング)		54,000円	64,000円	30,000円
大学院	修士・博士前期課程及び専門職大学院の課程	88,000円		50,000円
	博士・博士後期課程	122,000円		80,000円
高等専門学校 (1～3年次)	国公立	21,000円	22,500円	10,000円
	私立	32,000円	35,000円	10,000円
高等専門学校 (4・5年次)	国公立	45,000円	51,000円	30,000円
	私立	53,000円	60,000円	30,000円
専修学校専門課程	国公立	45,000円	51,000円	30,000円
	私立	53,000円	60,000円	30,000円

■変更可能月額一覧表(給付奨学金(新制度)又は授業料等減免の支援と併せて第一種奨学金を受ける場合)

給付奨学金(新制度)又は授業料等減免の支援を受ける場合、併給調整として第一種奨学金の貸与月額が調整されます。
併給調整後の貸与月額は、下表のとおりです。

※大学院については、給付奨学金(新制度)対象外のため、貸与月額の調整はありません。
※生活保護(扶助の種類は問いません)を受けている生計維持者と同居している人、及び児童養護施設等から通学し「自宅通学」扱いの人は、()内の金額となります。
※調整後の貸与月額表において、20,000円の設定は2018年度以降入学者が選択できる月額であり、2017年度以前入学者は20,000円を選ぶことはできません。

■月額変更願(届)記入時の注意点

「従前の貸与月額」「希望する貸与月額」欄にはそれぞれ併給調整後の貸与月額を記入してください。
(様式2-1)「変更後の借用金額」欄に記入する金額は必ず学校に確認してください。

(単位:円)

大学	通学形態	昼間部			夜間部		
		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
国公立	自宅	0 (0)	0 (0)	20,300 (25,000)	0 (0)	10,600 (13,900)	27,700 (20,000、32,400)
	自宅外	0	0	13,800	0	0	21,200
私立	自宅	0 (0)	0 (0)	21,700 (20,000、30,300)	0 (0)	8,400 (15,600)	20,000、31,200 (20,000、39,800)
	自宅外	0	0	19,200	0	0	28,700

(単位:円)

短期大学	通学形態	昼間部			夜間部		
		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
国公立	自宅	0 (0)	3,800 (7,100)	24,300 (29,000)	0 (1,400)	14,600 (17,900)	29,700 (20,000、34,400)
	自宅外	0	0	17,800	0	0	23,200
私立	自宅	0 (0)	0 (0)	22,900 (28,500)	0 (0)	7,400 (11,600)	20,000、30,200 (20,000、35,800)
	自宅外	0	0	17,400	0	0	24,700

(単位:円)

高等専門学校 (4・5年生)	通学形態	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
国公立	自宅	7,900 (5,600)	20,200 (20,700)	20,000、32,500 (20,000、35,800)
	自宅外	0	15,100	20,000、33,000
私立	自宅	0 (0)	0 (0)	24,600 (28,800)
	自宅外	0	0	26,000

※高等専門学校本科1～3年生については、
給付奨学金(新制度)対象外のため、
第一種奨学金の貸与月額は制限されません。

(単位:円)

専修学校 (専門課程)	通学形態	昼間部			夜間部		
		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
国公立	自宅	1,900 (3,800)	16,200 (19,500)	20,000、30,500 (20,000、35,200)	8,800 (10,700)	20,800 (24,100)	20,000、32,800 (20,000、37,500)
	自宅外	0	0	24,000	0	1,800	26,300
私立	自宅	0 (0)	0 (0)	23,800 (29,400)	0 (0)	5,700 (9,900)	29,300 (20,000、34,900)
	自宅外	0	0	18,300	0	0	23,800

学校提出日

月 日

[様式2-2・2-4 減額共通]

本人用チェックシート（減額）

返還誓約書は提出していますか？

☐ はい ☐ いいえ（不備解消中を含む）→「いいえ」と回答した方は月額変更申請できません

■「はい」と回答した方は、下記チェック項目を確認のうえ、「月額変更願（届）」を学校へ提出してください

	チェック項目	☐ チェック
1	黒又は青のボールペンで記入してください。 (注) 消せるボールペンや、時間の経過により字が消えるボールペンは使用不可です。	☐
2	提出日は願出を学校に提出する日を記入してください。	☐
3	奨学生番号や学校名に記入漏れがないか確認してください。	☐
4	本人が自署しているか確認してください。	☐
5	「希望する奨学金月額」で「自宅外月額」を選択している場合は、必ず「本人現住所」及び「生計維持者住所」欄の記入が必要です。 本人現住所と生計維持者住所が同一の場合は、自宅外月額は選択できません。	☐
6	自宅外月額の貸与を受けている者が、自宅通学に変更となった場合は、自宅通学となった日を入居日に記入してください。 (注) ・自宅外月額を貸与中の者が自宅外通学から自宅通学に通学形態を変更した場合は、必ず「月額変更願（届）」の提出が必要です。 ・年度内精算ができない場合等は、返金が必要となる場合があります（通学形態変更のみ）。	☐
7	減額始期を記入しているか確認してください。 (注) ・ <u>年度内精算が可能な範囲で遡った月が選択可能です。</u> ・給付奨学生（新制度）としての認定又は授業料等減免の支援を受けている場合、減額始期は、9月までに精算が可能な範囲に限られます。10月以降に支援区分が確定した場合の減額始期は、10月以降かつ年度内精算が可能な範囲まで可能です。	☐
8	従前の奨学金月額・希望する奨学金月額を記入しているか確認してください。 (選択可能月額が不明の場合は、「変更可能月額一覧表」を確認してください。)	☐
9	変更する理由を記入しているか確認してください。	☐
10	提出日時点で未成年者の場合は、親権者（未成年後見人）の署名があるか確認してください。 ・両親がいる場合は必ず両名の署名が必要です。 ・提出日時点で親権者でない場合（離婚・死別・誤登録）は、その旨を余白に記入してください。	☐
11	訂正方法は正しいかを確認してください。訂正が必要な箇所は必ず二重線を引いてください。 (修正液、修正テープの使用や、塗りつぶし、なぞり書きによる訂正は認められません。)	☐

不備返送が多数発生しています。

振込遅延にもつながりますので、提出前に再確認を行いましょう